

該当特別民間法人、特例民法法人代表者 殿

平素より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

特別民間法人及び特例民法法人については、国民の厳しいご意見を踏まえ、これまで国家公務員OBが在籍する法人に対する補助金の削減、省庁による再就職あっせんの禁止、冗費の削減等の取組を進めてきたところです。

また、年明け以降は、これらの法人改革を一層進めるため、行政刷新会議における事業仕分けや省独自の事業仕分けに加え、6月18日には、所管法人に対し、役員ポストの公募の実施を要請したところです。

こうした取組を更に進め、特別民間法人及び特例民法法人が国民から真に信頼される組織となるよう、更なる見直しをお願いしたいと考えております。

具体的には、貴法人が加入している健康保険組合については、保険料の労使負担割合について事業主側の負担割合を増加させる取扱いがなされています。

こうした取扱いにつきましては、貴法人が国からの補助金等の交付や権限の付与により事業運営がなされていることに鑑みると、負担割合を国の取扱いと同様に労使折半にさせていただくことがより適切であると考えております。

つきましては、保険料の負担割合の変更については健康保険組合における理事会等の議決はもとより、他の加入事業者の方々のご理解とご協力が必要ではありますが、このような趣旨をご理解の上、貴法人自らが加入する健康保険組合に対し、保険料の労使負担割合の見直しについて働きかけに努めていただきますようお願い申し上げます。

平成22年6月30日

厚生労働大臣 長妻 昭